

世田谷区告示第36号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路の指定をしたので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月30日

世田谷区長 保坂展人

1 指定年月日

令和8年1月30日

2 指定区間

世田谷区八幡山三丁目37番地内

3 指定区域

延長 371.94メートル

幅員 6.00メートルから9.90メートルまで

別
図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
特別区道22C433号線 22C434号線
世田谷区八幡山三丁目～八幡山三丁目

202435号線

